

欧州共同体（EU）における強制実施権制度の概要

1. 条約等における強制実施権に係る規定

(1) 1973 年欧州特許条約（European Patent Convention：EPC）

- ・強制実施権に関する規定なし。

(2) 1989 年共同体特許条約（Community Patent Convention：CPC）

- ・第 45 条から第 47 条に強制実施権に関する規定がある。
- ・強制実施権には、公的な（行政機関による）ライセンスや公共の利益のための特許発明の使用が含まれる。

①強制実施権（CPC 第 45 条）

- ・共同体特許について付与された強制実施権の範囲及び効果は、関連する領域に限定される。
- ・各 CPC 締約国は、少なくとも強制実施権に対する補償について、司法裁判所への上告に関する規定を設けなければならない。
- ・実務当局は、共同体特許に強制実施権が設定された時には欧州特許庁に対してその事実を知らせなければならない。
- ・共同体特許条約の目的にかんがみ、「強制実施権」という言葉には、公的なライセンスや公共の利益のための特許発明の使用に関する権利も含まれるものと解釈される。

②不実施の場合（CPC 第 46 条）

- ・ある CPC 締約国で製造された特許製品が、他の CPC 締約国の市場での需要を満たす十分な量が供給されていれば、当該共同体特許に対し強制実施権は設定されない。

③利用関係の場合（CPC 第 47 条）

- ・利用関係については、当該特許権が共同体特許と国内特許との関係や共同体特許同士の関係に当たる場合についても適用される。

- ・共同体特許規則案（Draft for a Council regulation on the Community Patent）にも強制実施権に関する詳細な規定がおかれている。本規則案の下での強制実施権の設定は、EU 各国法の強制実施権に関する規定と異なり、公共の利益に係る強制実施権という一般的な形では規定されておらず、強制実施権が設定される事例を限定的に列挙している。

(3) 1998 年生物学発明の法的保護に関する欧州議会及び理事会指令（98/44/EC）

- ・バイオテクノロジー関連発明に関する共同体加盟国間の法的保護の統一を図るために策定されたもの。
- ・育種家が先行の特許権を侵害せずに植物品種権を取得又は実施できない場合や特許権者が先行の植物品種権を侵害せずにその特許発明を利用できない場合、特許発明や植物品種権の非排他的使用を認める強制実施権を申請できる（第 12 条）。

- ・加盟国は、この強制実施権が与えられた場合、特許権者がその保護品種を使用するため、合理的な条件で交互実施権を受ける権利があることを規定する。
- ・上記の実施許諾の申請人は、①当該特許権又は当該植物品種の権利者に契約による実施権を求めたが得られなかったこと、②当該植物品種又は当該発明は、特許で権利主張されている発明若しくは保護されている植物品種に比して、相当な経済的利益のある重要な技術進歩を示すものであることを示さなければならない。
- ・現在、加盟国各国は、本バイオ指令に基づき法改正中¹。

2. 手続き等（CPC 規則案）

○強制実施権の付与

- ・申請者が、合理的な商業期間や条件を提示し、特許権者から許諾を得ようと努力を行い、かつそのような努力が合理的な期間のうちに為しえなかった場合に限り、強制実施権（不実施、利用関係、反競争的行為の是正）の付与が認められる（ただし、行政当局による実施権の設定を除く。）（CPC 規則案第 21 条 5）。

○強制実施権の付与に伴う実施料の支払い

- ・ライセンス権者は、その許諾に当たっての経済的価値や反競争的慣行の是正の必要性にかんがみ、権利者に十分な報酬を支払わなければならない（CPC 規則案第 22 条 (f)）。

○強制実施権の撤回

- ・行政当局が設定する実施権については、（実施権の付与の前提となった）状況が終了し再発するおそれが無くなった場合において、その設定を撤回できる（CPC 規則案第 22 条 e）。

3. 強制実施権に関連した事例

- ・1980 年代後半以降、欧州裁判所（ECJ）等では、意匠権や著作権の所有者が自らの地位を濫用してライセンス拒絶を行う行為が、市場における優越的地位の濫用を禁止する EC 条約第 82 条（旧第 86 条）に当たるかが争われた事例が幾つかある（特許権に関する事案はない。）。著作権に関する Magill 事件では、優越的地位の濫用に当たるとして、例外的に差止めが否定された。

¹ 2004 年 4 月 20 日現在、7 か国（デンマーク、フィンランド、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル）が国内履行済みであり、欧州委員会は未履行の 8 か国（オーストリア、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン）について欧州裁判所へ不履行を理由に提訴中。

4. 法改正の動向

- ・欧州では、強制実施を認める法的枠組みの発展には、以下の二つの流れがある。
 - ①強制実施権が付与される場合について、公共の利益という一般的な規定振りに代え、より具体的かつ明確に列挙しようとする動き。
 - ②不可欠施設（エッセンシャル・ファシリティ）理論等を適用した判決等、反競争的行為に対して強制実施を認めようとする動き。
- ・上記のとおり、共同体特許条約の強制実施権に関する規定は、共同体特許規則案において、詳細な規定が盛り込まれていたが、2004年5月末現在、共同体特許規則は採択されていない。

2003 年 11 月の第二読会を経て修正された共同体特許規則案 [仮訳]

(前文)

(6) 共同体特許による独占の弊害は強制実施権制度により回避される。なお、同制度は、欧州委員会又は各国当局による競争法の適用を阻害してはならない。

【第 21 条】

1. 出願から 4 年以上の特許出願又は特許付与から 3 年以上の特許について、特許権者が合理的な期間共同体領域で実施していない場合、若しくは実施するための効果的かつ十分な用意を行っていない場合において、その行動を正当化する理由がなければ、欧州特許裁判所は共同体特許の不実施について強制実施権を設定することができる。
2. ある共同体特許（第 1 特許）を侵害することなしには実施することができない自己の国内若しくは共同体特許（第 2 特許）及び共同体植物品種権を実施できない国内若しくは共同体特許の権利者について、第 1 特許に係る発明との関連において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む場合において、欧州特許裁判所は強制実施権を設定することができる。
3. 司法又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために必要である場合には、欧州特許裁判所は競争当局の要請に応じて共同体特許の実施を認めることができる。
- 3a. 国家緊急事態又はその他の極度の緊急事態の場合には、CPC 締約国の要請に応じ、欧州委員会又は欧州特許裁判所は共同体特許の実施を許諾することができる。
4. 半導体技術に係る特許については、パラグラフ 3 及び 3a に規定された状況に限り権利者の許諾を得ずに実施することができる。
5. パラグラフ 1、2 及び 3 に規定される許諾若しくは実施は、使用者になろうとする者が合理的な商業上の期間や条件の下で特許権者から許諾を得ようと努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、強制実施権は可能となる。

【第 22 条】

- 1 強制実施権の付与に際し、政府により許諾されるライセンスは使用の類型や条件を特定しなければならない。以下はその条件である。
 - a. その使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。
 - b. その使用は、非排他的なものとする。
 - c. その使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。
 - d. その使用は、司法又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する場合を除き、主として共同体の域内市場への供給のために許諾される。
 - e. 当局が許諾する実施権については、（その許諾をもたらした）状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、その許諾を取り消すことができるものとする。
 - f. 実施権者は、許諾の経済的価値及び反競争的慣行の是正の必要性を考慮し、権利者に十分な報酬を支払うものとする。
 - g. 利用関係の特許権又は植物品種権に関する強制実施権の設定に当たっては、第 1 特許に関連して許諾された使用は、第 2 特許権又は植物品種権の譲渡を除き譲渡することはできない。